

経済産業省

輸出注意事項 22 第 31 号

平成 22・09・27 貿局第 1 号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 10 月 7 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号）
の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 10 月 18 日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号）

改 正 案			現 行		
0 （略） 1 輸出の許可 1-0 （略） 1-1 輸出の許可 (1)～(3) （略） (4) 輸出許可の適用除外 次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。 (イ)～(ロ) （略） (ハ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号） <u>第10条</u> の規定に該当するとき。 (ニ) （略） (5)～(6) （略） (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) （略）			0 （略） 1 輸出の許可 1-0 （略） 1-1 輸出の許可 (1)～(3) （略） (4) 輸出許可の適用除外 次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。 (イ)～(ロ) （略） (ハ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号） <u>第9条</u> の規定に該当するとき。 (ニ) （略） (5)～(6) （略） (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) （略）		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～3	(略)	(略)	1～3	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)	3の2	(略)	(略)
	クロスフローろ過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。		クロスフローろ過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。

次のいずれかに該当するものを除く。

イ 血液の浄化を行うために専用設計したもの

ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたもの

(一) 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの

(二) 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの

(三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一

血液の浄化を行うために専用設計したものを除く。

		直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
(略)		
使い捨ての部分品	(略)	
<u>貨物等省令第2条の2第2項第四号の二</u> 中の部分品		次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供

(略)		
使い捨ての部分品	(略)	
(新設)		

			<p>給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にない構造になっているもの</p>				
	(略)	(略)			(略)	(略)	
4	(略)	(略)			4	(略)	(略)
5	(略)	(略)			5	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第二号の成型品	板、棒、シート、塊、管及び線の形状（航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状）のものをいう。				貨物等省令第4条第二号の成型品	板、棒、シート、塊、管及び線の形状（航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状）のものをいう。
			<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品</p> <p>ロ 4の項で掲げる民間航空機の</p>				<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品</p> <p>ロ 4の項で掲げる民間航空機の</p>

		補修のための成型品（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限る）であって、次のすべてに該当するもの （一）面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの （二）一辺の長さが2.5メートル以下のもの （三）幅が15ミリメートルを超えるもの
	(略)	(略)
6 ～16	(略)	(略)

- (ロ)～(ニ) (略)
- (8) (略)
- 2 輸出の承認
- 2-0 (略)
- 2-1 輸出の承認
- (1)～(4) (略)
- (5) 輸出承認の適用除外
次に掲げる場合には、輸出の承認を必要としない。
- (イ)～(ニ) (略)
- (ホ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊

		補修のための成型品であって、次のすべてに該当するもの （一）面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの （二）一辺の長さが2.5メートル以下のもの （三）幅が15ミリメートルを超えるもの
	(略)	(略)
6 ～16	(略)	(略)

- (ロ)～(ニ) (略)
- (8) (略)
- 2 輸出の承認
- 2-0 (略)
- 2-1 輸出の承認
- (1)～(4) (略)
- (5) 輸出承認の適用除外
次に掲げる場合には、輸出の承認を必要としない。
- (イ)～(ニ) (略)
- (ホ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊

の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号）第10条の規定に該当するとき。

(へ) (略)

(6)～(7) (略)

2-1-1～2-2 (略)

3～1 2 (略)

別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域」を仕向地とするもの。

(5)～(11) (略)

2 (略)

別表第2～別表第7 (略)

の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号）第9条の規定に該当するとき。

(へ) (略)

(6)～(7) (略)

2-1-1～2-2 (略)

3～1 2 (略)

別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第1の2の項(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域」を仕向地とするもの。

(5)～(11) (略)

2 (略)

別表第2～別表第7 (略)